

防大総第 4 1 2 号

平成 3 年 4 月 2 5 日

各 部 長  
学術情報センター長 殿  
各 学 群 長

防衛大学校長

本科外国人留学生に対する食事等の取扱いについて（通達）

改正 平成 19 年 1 月 9 日防大総第 7 号 平成 19 年 3 月 30 日防大総第 437 号

標記について、自衛隊法施行令の一部改正（同施行令第 126 条の 6 第 2 項、同第 126 条の 7 第 3 項、同第 126 条の 9 第 3 項）に伴い本科外国人留学生に対する食事等が無料支給等となった。

なお、無料支給等の基準が、別紙事務次官通達により示されたので適切に取り計らわれない。

配布区分：「B」

関連文書：防大総第 160 号（63. 3. 1）

防大総第 178 号（1. 3. 2）

防大総第 195 号（2. 3. 6）

防大総第 269 号（2, 3. 29）

防大総第 316 号（3, 3. 29）

添付書類：別紙第 1、別紙第 2

別紙第1

防教教第1984号

3. 4. 12

防衛大学校長

殿

各幕僚長

事務次官

外国人留学生に対する食事等の無料支給基準について（通達）

標記について、別紙のとおり定められ、平成3年4月12日以降適用されることになったので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：別紙

別紙

外国人留学生に対する食事等の無料支給基準

3. 4. 12

防衛庁長官 池田 行彦

自衛隊法施行令第126条の6第2項の外国人留学生に対する食事の無料支給、同令第126条の7第3項の宿舍費の徴収免除及び同令第126条の9第3項の被服の無料支給又は貸与については、下記によるものとする。

記

- 1 委託者が隊員について食事等の支給で同様の便宜を供与している外国政府である場合
- 2 委託者が開発途上にある地域の国の政府である場合

なお、当分の間、本項を適用する国は次のとおりとする。

タイ王国、シンガポール共和国、マレーシア、インド、インドネシア共和国、フィリピン共和国、ミャンマー連邦、バングラデシュ人民共和国、パキスタン回教共和国、大韓民国

別紙第2

防教教第1985号

3. 4. 12

防衛大学校長

殿

各幕僚長

事務次官

外国人留学生の維持費の徴収免除について（通達）

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第126条の7第3項の規定に基づき宿舎費の徴収を免除される外国人留学生については、平成3年4月12日以降維持費を徴収しないこととされたので、遺漏のないよう措置されたい。